

うきは市告示第82号

平成30年第6回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成30年11月28日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成30年12月7日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

鏝水 英一君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

伊藤 善康君

江藤 芳光君

櫛川 正男君

○12月10日に応招した議員

佐藤 茂和君

○12月11日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第6回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

平成30年12月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第7号1件、議案第82号から議案第104号まで23件、請願第6号1件、陳情第10号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第7号 専決処分の報告について(損害賠償について)
- 日程第8 議案第82号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度うきは市一般会計補正予算(第4号))
- 日程第9 議案第98号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第99号 うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第101号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第84号 平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第85号 平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第86号 平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第87号 平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第88号 平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第89号 平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第102号 うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 請願・陳情の委員会付託(請願・陳情文書表)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第7号1件、議案第82号から議案第104号まで23件、請願第6号1件、陳情第10号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償について）
- 日程第8 議案第82号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度うきは市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第9 議案第98号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第99号 うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第101号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第84号 平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第85号 平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第86号 平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第87号 平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第88号 平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第89号 平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第102号 うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

出席議員（13名）

2番 組坂 公明君

3番 佐藤 裕宣君

4番 野鶴 修君

5番 竹永 茂美君

6番	岩淵	和明君	7番	鑓水	英一君
8番	熊懷	和明君	9番	中野	義信君
10番	佐藤	湛陽君	11番	上野	恭子君
12番	伊藤	善康君	13番	江藤	芳光君
14番	櫛川	正男君			

欠席議員（1名）

1番 佐藤 茂和君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	石井 良忠君	記録係長	浦 聖子君
記録係	伊藤 諒平君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田竈 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長		瀧内 教道君	
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長		松岡 美紀君	
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長		樋口 一郎君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		松尾 正和君	
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	権藤 精二君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
人事秘書係長	河原 祐介君		

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから平成30年第6回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に9番、中野義信議員、10番、佐藤湛陽議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月7日から12月18日までの12日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月7日から12月18日までの12日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付をしております諸般の報告文書をごらんください。

10月1日、福岡県南市議会議長会が開催されました。

以下、各会議等が開催されましたので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日ごろより市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本12月定例会は、条例の制定や改正並びに補正予算などに関して御審議をお願いするわけですが、それに先立ちまして、第5回定例会閉会后、本日までの重立った事業等について御報告を

させていただきます。

まず、JAにじ管内の今年の農作物の状況についてお知らせをいたします。

平成30年産水稻の作況につきましては、田植え前に中山間地域、平たん地域ともに適度な降雨があり、おおむね順調に田植えは終了いたしました。7月の西日本豪雨により、一部冠水や土砂が流入した圃場があり、生育が妨げられました。梅雨明け以降は気温が高く推移したことから生育は旺盛となりましたが、9月以降は秋雨前線による日照不足となり、収穫量は多かったものの充実不足の傾向となりました。作況指数としては、県全体では104のやや良、筑後地域においても104のやや良となっております。

果樹につきましては、開花時期が天候に恵まれ、開花、結実がよく着果量は平年並みとなりましたが、夏場の猛暑、干ばつにより収量、品質に影響が出ました。夏果実のブドウ、梨については夏場の高温少雨の影響を受け、食味は良好となり好評ではありましたが、ブドウは小粒で日やけ房、脱粒等が多く品質低下となり、梨についても小玉が多く、出荷量の伸びに影響が出ました。柿につきましては、現在、収穫出荷の最終段階を迎えております。柿全体で見ますと、全品種とも着果量は平年並みでありましたが、小玉が多く、全体の8割がL以下のサイズという状況で推移をしております。一方で食味につきましては、試食宣伝会で大変好評を得ているということがあります。また、夏場の高温による害虫の影響も一部あり、全体の出荷量は前年を下回る見込みであります。

9月30日、白壁ホールで戦没者慰霊式が開催され、御遺族を初めとする参列者が戦没者への哀悼の念をささげました。戦後73年の歳月が過ぎ、戦争体験の風化が言われる中、市内中学校からも生徒代表が参加し、悲惨な戦争を後世に語り継ぎ、平和でよりよい日本を築いていくことを誓う式典となりました。

10月1日、皆さん既に御承知のことと存じますが、タレントのタモリさんに、うきは市8人目のふるさと大使に就任いただきました。タモリさんの御夫人が吉井町の出身であることでこの御縁をいただき実現したものでありますが、このことは全国的にも報道され、早速うきは市の名を広く宣伝する機会となりました。

同じく10月1日、市内の小学校で運動会が開催されました。ことしは台風24号の影響で、当初の予定を延期し平日の開催となったため、関係者の皆様には大変御迷惑をおかけしましたが、妹川小学校では最後の運動会になるために、地域の多くの方に参加をいただきました。また、ことしは立て続けに台風が発生し、開催を予定しておりました、うきはの里安全安心まちづくり市民大会やうきは市民運動会などのイベントを中止することとなりました。

10月4日、フランス料理世界コンクールの日本代表として世界5位を受賞した、うきは市吉井町出身で兵庫県芦屋市のレストラン料理長、高山英紀シェフを講師にお招きして、御幸小学校

の6年生を対象に味覚の授業を実施し、子供たちの食や料理への関心を育んでいただきました。なお、高山シェフはことしの5月8日、9日に中国広州で行われました予選アジアパシフィック大会で優勝し、来年1月29日、30日にフランスリオンで行われる世界コンクールに再びアジア代表として参加されます。御検討をお祈りいたします。

10月7日、袋野隧道において、隧道の中を歩く体験イベントが開催されました。袋野隧道は江戸時代に大庄屋の田代重栄、重仍親子が完成させた全長2キロのトンネルで、取水した水は今も約200ヘクタールの田畑を潤しております。先人の偉業を伝えるため、3年に一度水を落としたトンネル内を見学できるように、地元の方々により開催をされているところであります。

10月17日、千年小学校の4年生が、吉井町の角間から上宮田橋の約800メートルの長野水道を木造船千年丸で下りました。この体験は、地元「五庄屋の精神に学ぶ会」の協力により毎年行われており、困難を乗り越え、かんがい事業を敢行した五庄屋の偉業を学びました。

同じく10月17日、筑邦銀行と連携して地方創生の取り組みを進めるために、包括連携協定を締結いたしました。あわせて、うきはを応援していただく企業をふやす取り組みである、うきは応援団企業パートナーの認定式も行いました。地域の銀行とこのような協定を結ぶことで、中小企業支援、創業支援、移住定住希望者への支援等を通じた地域活性化が期待をされます。

10月26日、堀江農園でフルーツ王国うきはの柿の開国式をとり行いました。当日は、正岡子規が「柿くへば鐘が鳴るなり法隆寺」の句を詠んだ日で、柿の日といわれております。この日は応援サポーター5組18名に御参加をいただき、柿狩りの体験や観光農園から柿を使った料理が振る舞われ、秋の味覚を楽しみました。

11月2日、福岡市中央卸売市場ベジフルスタジアムにて、大久保久留米市長、右田J Aにじ組合長とともに、うきは、久留米産の柿を初めとした地元農作物のトップセールスを実施し、柿のすぐれた機能性についても大いにPRしてまいりました。甘柿の生産量全国3位の福岡県にあって、耳納連山北麓に柿畑が広がる柿の一大生産地のうきは市と久留米市では、12月中旬まで九州管内を初め東京、関西に向けて出荷が続いております。

11月2日から4日にかけて、白壁ホールを中心に第14回うきは市民文化祭を開催しました。身近な芸術文化に触れる機会として多くの皆様に参加をいただいたところであります。この日のために努力や練習を積み重ねた展示、芸能のすばらしさを伝える祭典となりました。

同じく11月2日から4日にかけて、一の瀬焼き窯元6軒による第35回一の瀬陶器まつりが開催されました。多種の陶器が展示販売され、家族連れなど多くの方に窯元めぐりを楽しんでいただきました。

11月3日、4日においては、うきはアリーナにおいて、うきは祭り2018を開催しました。ステージイベント、食と農の健康まつりなどの出展ブース、木育広場、1歳前後のお子さんによ

るハイハイレース、屋外では飲食バザーやアウトドア体験でにぎわい、うきはを丸ごと体験できる内容が盛りだくさんとなりました。また、友好都市の北海道枝幸町のほか、長崎県平戸市や群馬県下仁田町、各地区自治協議会などによるブースも所狭しと並びました。また4日にはうきはウォーキングも同時開催され、市内、市外から多くに皆さんでにぎわい、交流がさらに広がり、盛会のうちに終了することができました。

11月19日、筑後信用金庫及び久留米工業大学と包括連携協定調印式を行いました。大学を交えた3者との連携は初の取り組みとなります。そして、同日に株式会社シンクロファーマネット14と企業パートナー認定式を行いました。

11月21日から23日にかけて、かわせみホールにおいて、明治150年記念企画として、佐藤孝三郎特別展を開催いたしました。ことしは明治150年に該当し、うきは市にゆかりのある明治の偉人について広く広報を行ってまいりました。その1人である明治元年生まれの行政官佐藤孝三郎氏を取り上げ、写真パネルの展示とあわせて講演会、座談会などを実施し、3日間で約100名の方に御来場をいただいたところであります。

11月30日、JAにじ耳納の里において、うきは警察署、朝倉警察署、大分県日田警察署の3署合同で年末年始特別警戒活動の出発式が行われました。年末年始における各種犯罪や交通事故の抑止を図り、安全・安心なまちづくりを確立するため、境界県境を越えて、協力関係をより強固なものとするために毎年合同で開催されているものであります。当日は白バイ隊の演舞披露などが行われました。市といたしましても、引き続き安全・安心な暮らしやすいまちづくりの推進に努めてまいります。

12月2日、白壁ホールにおいて、うきは市人権フェスティバルを開催いたしました。今回は講演会の講師に北朝鮮拉致問題の当事者であります蓮池薫さんをお招きし、拉致されたときの状況や、その後の北朝鮮での生活等について講演をいただきました。大変貴重なお話を聞かせていただくとともに、北朝鮮拉致問題に関する認識を深め、市民の皆さんと一緒に人権の尊重されるまちづくりの意義について学ぶ機会となりました。

実りの秋、スポーツの秋、文化の秋ということで、市としましてもさまざまなイベント等の取り組みを行ってまいりました。皆様には積極的な御参加をいただき、ありがとうございました。

また、私どもにとって長年の悲願でありました主要地方道八女香春線合瀬耳納トンネルの完成式典を、あす12月8日に予定しております。議員の皆様におかれましては、大変お忙しいとは存じますが、御出席のほどよろしくお願いを申し上げます。

最後に県市長会、九州市長会についてであります。10月15日に大野城市において第135回福岡県市長会が開催され、県内各地の抱える課題の解決へ向け、国・県に対して行う要望事項等について協議を行いました。

また10月18、19日、鹿児島県霧島市において開催されました第123回九州市長会総会にて、地方創生の推進に当たっての少子化対策の抜本強化や学校施設整備の安全対策、子供・高齢者を含む社会福祉分野における法改正、国の財政負担などの要請を含む13議案を承認し、関係機関に要望することが決定されました。

以上、第5回定例会閉会後の主な行政報告とさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第7号1件、議案第82号から議案第104号まで23件、請願第6号1件、陳情第10号1件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成30年第6回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしも残すところ3週間余りとなり、議員の皆様におかれましては、何かと気ぜわしい状況かと思えます。そのような中で、私どもの長年の悲願でありました主要地方道八女香春合瀬耳納トンネルが多くの皆様方の御支援と御協力のもと整備も進み、いよいよあす8日に完成及び開通の運びとなりました。うきは市から八女市間の合瀬耳納峠付近は地形、自然条件が厳しく、狭隘、急勾配、急カーブが多いため交通の難所となっており、冬期には積雪、寒冷な気象状況により交通不能に陥ることもあります。これらを解消するために、平成8年に交流ふれあい合瀬耳納トンネル整備事業促進期成会を立ち上げ、国及び県へ要望を申し上げながら、きょうまでおよそ22年の歳月を経て、うきは市と八女市がトンネルで結ばれることとなります。この合瀬耳納トンネルの完成によって、うきは市、八女市のみならず県南、県東部を初め、北九州市さらには大分県、熊本県への経済的波及効果をもたらすものと確信をしております。

日本経済に関してであります。内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。11月14日に発表した平成30年の7月期から9月期の成長率は、実質ではマイナス0.3%で、年率にしてマイナス1.2%となり、名目ではマイナス0.3%、年率にしてマイナス1.1%となっております。実

質GDP成長率に対する内需、外需別の状況では、内需である国内需要がマイナス0.2%、外貨サービスの純輸出である外需がマイナス0.1%となっております。

なお、民間事業の動向では、民間最終消費支出は、実質ではマイナス0.1%となりましたが、名目では0.3%増となっております。財務省福岡財務支局が11月1日に発表した福岡県内経済情勢報告によりますと、県内経済は総括判断として回復しており、個人消費についても回復しているほか、生産活動も緩やかに回復しており、雇用情勢は改善しているということであります。

さて、平成31年度の国の予算は、例年ですと12月末に政府案が閣議決定をされます。一般会計の概算要求総額は、これまで最高であった平成28年度の102兆4,000億円を上回る102兆円台後半となる見通しで、5年連続で100兆円を超える予算要求となっております。

来年の10月に予定されております消費税率10%への引き上げに向けた景気対策については、概算要求とは別枠で加わるため、当初予算は初めて100兆円を超える可能性があります。内閣府と内閣官房の地方創生関係の予算の概算要求は、前年度当初予算比17.3%増の1,228億円となっております。先進的な事業に取り組む地方自治体に対して支援する地方創生推進交付金は84億8,000万円で、地方創生推進交付金の総額は、前年度当初予算と比較して150億円多い1,150億円となっているところでございます。

このような経済情勢を受け、うきは市におきましても地方創生の取り組みを初め、第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略、さらにはうきは市教育大綱等に位置づけられた事業の実施を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け今後も取り組みを加速しつつ、引き続き事業を進めてまいります。

また、今後も引き続き近隣の市町村との連携をより強化し、うきは市の将来像であります「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指す取り組みを進めてまいります。これらの計画、戦略の実現に当たりましては議会との連携が重要でございますので、引き続き議員の皆様のご理解、御協力を賜りながら、一丸となって努めていく所存でございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

これから年末年始を迎えるに当たり、議員の皆様におかれましては何かと用務が重なり、公私とも多忙な毎日になろうかと思いますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件9件、予算案件7件、報告案件1件、その他の案件7件となっております。

まず、報告第7号は、専決処分の報告についてであります。

個人情報情報の漏えいによる損害賠償に関する専決処分について、さきに専決処分事項として指定を受けておりました1件50万円以下の損害賠償の額を決定したことを、地方自治法第180条

第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

議案第82号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第4号）について、平成30年9月20日に発生しました市道小間坊・女子尾線の山瀬橋崩落による橋梁復旧工事を早急に実施するために専決処分をしたので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第83号から議案第89号までは、平成30年度補正予算についてであります。

議案第83号は、平成30年度うきは市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,548万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億311万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市民税7,918万4,000円、固定資産税1,831万2,000円、国庫補助金9,722万3,000円、県補助金1億2,875万4,000円、寄附金4,512万6,000円、基金繰入金8,880万7,000円、市債2億2,020万円の増額補正を計上しております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1億468万9,000円、民生費では社会福祉費6,568万9,000円、児童福祉費1億5,608万3,000円、生活保護等対策費2,395万2,000円、教育費では、小学校費2億7,458万5,000円、公債費では1億4,365万5,000円の増額補正と、農林水産業費では農業費7,931万円の減額補正を計上いたしております。

議案第84号は、平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,727万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,401万8,000円とするものでございます。

歳入は、県補助金2,727万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、保険給付費では高額療養費2,700万円の増額補正を計上いたしております。

議案第85号は、平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第86号は、平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,984万3,000円とするものでございます。

歳入は、財産運用収入18万2,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、学校費では事業費63万2,000円の増額補正と、学校費の学校管理費13万9,000円、予備費31万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第87号は、平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,499万3,000円とするものでございます。

歳入は、市債1,560万円の増額補正と、他会計繰入金160万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費113万円、維持管理費119万7,000円、下水道事業費では、公共下水道事業費1,400万円の増額補正と、予備費211万6,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第88号は、平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第89号は、平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第90号は、うきは市道路線の認定についてであります。

新設による市道路線の認定2件について、議会の議決を求めるものであります。

議案第91号は、久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。

久留米広域市町村圏事務組合において、共同処理する消防に関する事務に大川市にかかわるものを追加し、久留米広域市町村圏事務組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第92号は、市有財産の譲渡についてであります。

うきは市立若葉保育園の民間移譲先となる社会福祉法人幸輪会に若葉保育園建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第93号は、うきは市立公園ホテルの里広場の指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了に伴い、指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第94号は、うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定についてであります。

これにつきましても、指定期間の満了に伴い、指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第95号は、うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定についてであります。

これにつきましても、指定期間の満了に伴い、指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第96号は、るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

生涯学習センターとムラおこしセンターの老朽化に伴い、現在建設中の複合施設について、新たに市民の生涯学習の振興及び普及並びにまちづくりの推進を図るため、るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例を制定するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第97号は、うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

吉井コミュニティセンターがるり色ふるさと館内に移転することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第98号は、うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

議案第99号は、うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

議案第100号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

議案第101号は、うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

議案第102号は、うきは市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、うきは市税条例の一部を改正するものでございます。

議案第103号は、うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市教育センターを市役所西別館内に移転することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第104号は、うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防団組織の見直しに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、閉会中の調査についての御報告をいたします。

お手元に資料を上げておるといふふうに思いますので、そちらのほうを見ていただきたいと思ひます。

今回の調査については、特に県外出張等も行っておりますので、非常に有意義な研修であつたと思ひますので、これを、資料を全部読みますと三、四十分ぐらいかかりやせんかなといふふうに思ひますが、10分程度で簡略して報告をさせていただきたいと思ひます。

それでは、調査のテーマというものを1、2、3上げております。1つは、都市計画に関する調査、それから2つ目が久留米広域連携中枢都市圏事業に関する調査、それから農業政策に関する調査ということで、都市計画に関する調査というのは、10月26日に市役所の3階で出席者10人ということで調査をしておりますが、調査の要旨ということで、前年度も調査を行つておりましたが、委員つまり議員が改選により入れかわりがあつているため、再度認識を新たにしたいといふようなことで近隣の状況を確認した調査でございました。

うきは市は平成20年3月に準都市計画区域の指定を受けております。このほか規制のかかるものとしては、伝統的建造物群保存地区保存条例や、文化的景観として指定を受けた地区などがあります。都市計画とは、無秩序な開発を防ぐため、市内を幾つかに区切って用途地域を定めるものでありまして、現在の開発の状況などについても担当課から説明を受けました。

2ページに行きますと、その中で主な議論ということで、大体QアンドA方式で書いております。中ほどに、これは16行目ぐらになるんですかね。QアンドAのAということで、進める

場合は専任職員を配置しないと、兼務でできるような業務内容ではなく、準備室等の組織が必要だと。まずはマスタープランを作成することが重要である。その後、市の開発行為に関する要領をどのタイミングで変えていくかというのが非常に重要であるということでございます。

所見といたしまして、いろいろ意見が出ましたけれども、委員会の中での意見として、行政として都市計画のメリット、デメリットを市民に公開し、将来を見据えて都市計画行政を進められるよう進言したいということで、開発については反面、規制がどうしてもかかってきますので、そういったこともあるということでございます。

次に3ページに移ります。

久留米広域連携中枢都市圏事業に関する調査ということで、10月26日市役所3階で出席者11人ということでございます。

調査の要旨といたしまして、昨年7月にオープンした東京アンテナショップ、いわゆる名称は久留米館ということですが、その現状と課題について調査を行っております。運営につきましては、久留米市が公募し、かがし屋が受託をしておると。来館数につきましては、1年間で21万8,995人、年間目標を25万人としておりましたけれども、達成率は87.6%である。特に売り上げですけれども約4,130万円、年間目標が1億5,000万円としておりましたので、27.6%にとどまっております。その中で、うきは市からはどれくらい出されておるかということでしたが、40事業者から214の品目が出されておるということでございます。

5番目に主な議論ということで、これまたQアンドAで出しておりますけれども、4ページのほうを見ていただきたいと思っておりますけれども、上から3行目に経費の負担はどうなっているかと。家賃が3,800万円ということで、これは久留米市が全額を負担しております、久留米市には普通交付税措置がなされておると。運営に係る委託料は支払われていないと。委託先は、かがし屋と、先ほども申し上げたとおりでございます。

その下のQですけれども、売り上げの4,133万円のうちにうきは市の売り上げ分はどうなっておるかというようなことでございますけれども、各市町村ごとの売り上げの金額というのはわからないと。やっぱりレジの関係とかいろいろあるとでしょうけれども、事業者も業務が煩雑になることや、卸問屋からの仕入れの商品も多く、なかなか把握してないということございました。

その次ですね。Qでは、当初は議員も不安だった、我々もこれを聞いたときに費用はどげんなるのかというようなことで聞きましたけれども、費用については、ほかの市町村は出さなくていいというようなことでしたので了承したという経過があります。

最後に所見ですけれども、来館者は年間目標に近い数字が出ているものの売り上げが少ないことが課題であると思われまして。アンテナショップでのうきは市のイベントはかなり開催されて

おり、売り上げにつながっているか確認したかったけれども、把握できてないということで、今後、久留米広域連携中枢都市圏への確認、分析、資料を要望しておったということでございます。アンテナショップの今後の方針については、注目をしていきたいということでございます。

5ページの農業政策に関する調査、これは11月5日から7日まで、静岡県浜松市なり長野県の東御市に行っております。出席者9人ということで、調査の要旨、農業については、耕作放棄地の解消、新規就農者の拡大など課題が山積しているため、先進地である浜松市、東御市の事業者と行政の取り組みについて調査を行ったと。

浜松市では、6次産業化に取り組む現状と課題について、うなぎいも協同組合の組合長から説明を受けました。その下に、二、三行先ですかね、浜松市の名物であるウナギの残渣を堆肥化し、それを使ってサツマイモの栽培を始めておるということでございますが、これは荒廃地あたりもそういったことで植えておるということでございますけれども、サツマイモだけで売ったっちゃ、なかなか金額が上がらんわけですね。そういったことで、残渣を堆肥化するものについて、そういった名称をつけておるということでございました。「うなぎいも」という名称。その名称のつけ方で成功したんじゃないかなという気もいたしますけれども、そういったことで、あとは浜松市の農業水産課なりの話も聞いておりますが、非常に浜松市では2次産業が盛んなところで、2次や3次産業と連携して、新たな価値を生み出す6次産業化の補助を、他の自治体に比べて手厚くやっておったということでございます。

それから下から七、八行目に東御市のことを書いておりますけれども、うきは市に大体似た面積なり人口なり、そういったところでの荒廃というか、耕作放棄地の関係の調査をしたらどうかということで、東御市というのは2市1町1村のエリアで、JA信州うえだという農協がありますけれども、そこが子会社をつくって、耕作放棄地の解消と新規就農に対する取り組みを行ったということで、行政と一緒に説明を聞きました。下のほうから3行目ぐらいに、子会社というのは、従業員は役員が5人、それから従業員数は現在60人であるということで、主な事業は、農業経営事業と地域貢献事業として耕作放棄地の問題、新規農業者育成の問題を事業としてやっておるということでございました。

次の6ページに行きますと、上から4行目ですか、今後の課題としては、20年間で新規就農者50組を受け入れたと。離農者は8組であり、この10年間としては1組のみの離農で、安定した農業に従事しておるといようなことでございます。

東御市では、JAの取り組みの会社に対しての支援はないということでございますけれども、東御市農業農村支援センターなり研修施設、それから住宅施設を有しまして、農業従事者の高齢化なり栽培技術なり、いろんな里親制度とか、そういったもので住宅の提供などを幅広く、手厚く支援がなされておったということでございます。

所見といたしまして、全国的に農業問題は厳しい状況である中で、これから先の農業を守り育てていくための議論を行っているものの、なかなか決定打というのは見つからない状況であります。浜松市の6次産業化の推進についてはかなり積極的であり、見習うべき点が多いと感じました。

そして、信州うえだでは将来の農業に対していち早く、いわゆる20年ぐらい前から危機感をもって、農地の荒廃園対策と新規農業者育成に子会社を立ち上げ、積極的に取り組んでいたと。市としては、国とか県の補助金を活用しながら、市の上乗せ補助や新規就農者の住宅確保など、JAと市がそれぞれ分担をしながら一体となって取り組み、耕作放棄地解消に効果を上げていたと。うきは市の基幹産業である農業問題に両市の事例を参考に、積極的な事業展開を図ることを期待したいと。

なお、余談になりますけれども、研修に行って帰って、すばらしい積極的な取り組みをされておったもんですから、私、その資料を、JAにじの組合長なり専務なりに資料を持っていきまして、その話をしました。そして、できればJAの組合長も向こうに行って、私の話だけではいかんき、いろいろ聞いてみてくださいということでお話をしたところでございます。ちょうど名刺を私ももらっておりましたから、向こうから。いろいろ話しておりましたら、JAの組合長が向こうの子会社の常務を知っておったということでございましたもんですから、直接いろいろ話をしていただきまして、いつか向こうのほうにお邪魔したいと。そして、場合によっては向こうからそういった話を、その常務の話を来てしてもいいですよというようなことも申されておったということでございますので、今後どういうふうなJAとしての取り組みがなされるかということで期待をしておるわけですが。あと、市のほうと一緒に、荒廃園対策については積極的に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、私の報告にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） それでは、委員会調査報告書を読ませていただきたいと思っております。

平成30年第5回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、次のとおり報告をいたします。このお手元の配付を全部読むと時間がないので、主なものだけで話させていただきたいと思っております。

このたび厚生文教常任委員会の閉会中調査といたしまして、3つの項目について実施しました。まず、1つ目の調査は、交通弱者対策に関する調査になります。

調査実施日は平成30年10月26日金曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、ここ数年、全国的に高齢者による重大事故の多発、それに伴う免許証の返納が進んでおり、加えて、公共交通機関の廃止等による交通弱者が社会問題となっています。うきは市でも高齢化に伴う交通手段の確保が深刻になりつつあり、昨年度に開催した議会報告会でも同様の意見や要望が出されました。さらには地域包括ケアシステムを考える江南地区の協議の場で、公共交通に対する要望等を踏まえ、執行部の取り組み状況と今後の市の方針について確認するために実施しました。

次に調査結果であります。これにつきましては、総務産業常任委員会と合同で実施しましたので要点のみ報告します。

執行部の取り組み状況としては、今年度より交通政策会議を立ち上げ、自治協議会と連携した交通弱者対策を検討しており、江南や福富、御幸地区では保健課や社会福祉協議会がサポートする形で、住民主体の送迎や買い物支援を実施、または検討しているとの説明がありました。委員会での質疑については報告書に載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に2つ目の調査は、コミュニティ・スクールに関する調査になります。

調査実施日は平成30年11月6日火曜日で、調査場所は長野県松本市議会になります。

調査結果についてですが、コミュニティ・スクールとは学校と保護者、地域の人たちがともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、一緒に協力しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるというものになります。松本版CSでは、約10年のキャリア教育の中で培われた地域とのつながりを土台として、学校と地域がこんな子供を育てたいという思いを共有しながら、学校、保護者、子供たちからの要望を地域住民も参加した運営協議会で話し合い、それを受けたコーディネーターが、クラブ活動支援や学習支援といった各ボランティアに支援を要請して調整を図っています。一方、支援を受ける側の学校や子供たちは、地域貢献という形で地域に還元していくという特色がありました。

最後に所見として、持続可能なCSを具現化するためにまず大切なことは、学校と地域がその目的と意義を明確にし、共通の認識を持つことが大事だと考えます。うきは市でも既に各小学校単位で通学合宿や米づくり、読み聞かせ、少年野球やサッカーの指導など、地域の方々によるさ

まざまな学校支援ボランティアの活動が行われていますが、そういう方々に点でなく線になって活発な意見を交換していただき、横の連携を深めることが重要と認識しました。

松本市では、自分の子供や孫がいるかいないかにかかわらず、地域の人が授業参観や運動会、学習発表会等に参加して、地域全体で子供たちの成長を見守っているという事例が数多く紹介されました。今後、創設を予定している、うきは版CSの参考になるのではないかと思います。

次に3つ目の調査は、学力向上に関する調査になります。

調査実施日は平成30年11月7日水曜日で、調査場所は、秋田県由利本荘市西目総合支所になります。

調査結果についてですが、由利本荘市では、ふるさとに根差したキャリア教育を理念とし、学校、保護者、地域が協働で高まるコミュニティ・スクールの推進と、子供に寄り添い、教え、導くことを理念とした教育、人材育成があります。学力向上の取り組みについては、報告書に記述した8点が重要であると説明を受けました。これらのうち特筆すべき点について報告をします。

1つ目は、ノートを活用した授業スタイルの確立です。これは、ある問題を提示して、そのことに対する課題を考え、その中でみずからの仮説や見通しを立てることで、自力解決力の育成を図ります。さらには友達同士で学び合うことで、理解の深まりや広がりにもつながっていることが伺えます。また、振り返りの時間を大切にしており、学んだことでの自分の変化や友達の考えのよいところをノートに記入などして、自己評価にもつながっています。

2つ目は、一人勉強ノートになります。別紙資料2を参照していただければと思います。これは、学習メニューをあらかじめ教員が示し、その中から児童・生徒みずから選択して家庭学習を行います。取り組んだ次の日、ノートを提出し、そこで教員から学習内容の確認であったり、励ましや感想が書き足され、児童・生徒に返される流れです。このことが学習意欲の向上や家庭学習の習慣化につながっています。

3つ目は、人的配置になります。今年度は各分野の教育専門家を4名配置し、ティーム・ティーチングの方式による授業場面において2人以上の先生が連携、協力して、一人一人の児童・生徒及び集団を指導していました。

由利本荘市の特徴としては、児童・生徒が使うノートで教員が教材研究をしており、こうした板書構成や指導内容を意識し、教員みずからノートに書くことが、より一層、子供の視点に立ち、指導力向上に役立っていることが伺えます。

最後に所見として、由利本荘市では地域住民の子供に対する地域の宝として愛情を強く感じ、うきは市でも住民意識をもっと高めながら教育現場と連携し、企業等の協力を得ながら、生きる力のある子育て教育が必要だと感じました。興味深かったのは、昭和39年のころ、秋田県では全国的に学力が非常に低かった時代があり、それを重く見た県の教育委員会が何とかしなければ

ならないと考え、30年から40年かけて学力向上に取り組んできた成果が今、花開いていると
のことでありました。つまり教育には、ある程度の時間と予算が必要であって、うきは市におい
ても、由利本荘市のように経験則に基づき、楽しみながら技能や応用力をつける学習スタイルを
確立していく踏ん張りが大事であると思われました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 報告第7号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、報告第7号専決処分の報告について（損害賠償について）を
議題とします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 皆さん、おはようございます。税務課長の山崎でございます。

議案書は1ページでございます。

報告第7号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、平成30年
10月22日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成
30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

2ページをお開きください。

専決第8号専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定
された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成30年10月22日。うき
は市長高木典雄。

市は、過失により継続検査用の軽自動車税納税証明書を第三者に発行したことに伴い、個人情報
を漏えいしたことについて、損害賠償の額を次のとおり決定する。

損害賠償の額、14万5,000円。

損害賠償の相手方については、記載のとおりでございます。

本件につきましては、被害者の皆様を初め、関係者の皆様に大変御迷惑をおかけしましたこと
を深くおわびを申し上げます。今後このようなことがないように、申請受理の際の書類確認及び

本人確認の徹底を図るとともに、今回、継続検査用納税証明書のシステムを改修いたしまして、住所欄を表示しないようにシステムの改修を講じてきたところでございます。あわせて職員への研修も行ってきたところでございます。そういった再発防止策を講じ、今後、職員一同、信頼回復に向けて努力していく所存でございます。

以上、報告をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） この賠償額の金額について、これ全額保険適用なのか、ちょっとお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） この分につきましては、全額保険の対象になるということでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点お伺いしたいと思います。

今回にありました軽自動車税の納税証明書ということで、これに限らずいろいろな証明書があると思いますけど、今回の対策研修というのは、税務課だけでやったのか市全体でやったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 今申し上げた分は、課内での研修でございます。職員全般については、総務課のほうで来年1月の終わりに研修を計画していただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、鍮水議員。

○議員（7番 鍮水 英一君） 関連ですけどね、今のは保険の概要ですけどね、これ、予算で41ページの交通事故等補償費並びに52ページの総合賠償補償保険料、これはどちらをお使いになられたのか。

それと、これは個人情報条例の保護条例の16条に代理人につき提示されておりますが、市長のこの間のお話によりますと、車検証による確認を徹底し、再発防止につなげたいという言葉が出ておりますが、この代理人について、どんなふうにお考えかをお聞きします。今後、研修があるのでしょがね。とりあえず、その2点につき、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 私のほうからは、ちょっと保険の関係は、よければ総務課のほうでお願いできればと思いますが。

2点目の質問の個人情報保護条例の関係ですけども、この16条の規定につきましては、市が

保管する個人に関する情報について、本人が公開を請求する権利及び更正の請求をする際の手続を定めたものであり、窓口における通常の証明書等の交付手続と直接的には関係ないと考えております。

それで今回、手続を見直しまして、窓口における通常の証明書等の請求手続においても、本人の確認及び委任の確認は当然行うべきものでありますし、今回そこがきちんとできていなかったため、手続を厳格化していくものでございます。代理人の場合に車検の依頼をもって証明書等の請求についての同意がされたものと解しまして、車検証の原本あるいは本人からの委任状があればもう、それでオーケーということで、今回、書類関係を厳格化させていただいたところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 損害賠償に係る保険の対応でございます。

まず、鏈水議員からお話いただきました損害賠償、41ページになりますかね。交通事故等補償費22節で10万円組ませていただいております。損害賠償につきましては、こちらの予算から出させていただいておりますけど、当初で10万円しか組んでおりませんでしたので、残りの4万5,000円につきましては流用のほうで対応させていただきまして、損害賠償の支払いをさせていただいております。

もう一点の52ページですね。12節の総合賠償補償保険料につきましては、そういうときのための市のほうが会社のほうに加入している保険の保険料となるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鏈水議員。

○議員（7番 鏈水 英一君） 税務課長にお聞きしますがね、この証明というのは、我々は皆さん、保険を納税したら証明書が来ますよね、各家庭に。それをなくしたから再発行のために出しているわけですか。そういうのはどれぐらいありますかね、年間。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 納税証明の件は、鏈水議員がおっしゃるとおりでございます。原則は本人さんが納税をされたときに納付書というか、領収書がありますので、そちらが納税証明になっております。うちに請求に来られる場合は、紛失などをされた場合にとりに来られます。

それから件数ですけども、大体年間で3,000件ほど発行しております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 二、三、ちょっとお尋ねしたいと思います。

なぜか、この今回の過失の情報漏えいの問題については報道でも出ましたし、特に役所を御存じの方からも二、三、お話がありました。非常に厳しい目で見ているらっしゃいますので。ただ、

結果論でどうこう言うつもりもありません。しかし、ちょっともう、西日本新聞でも出たように、市長のほうからも、ここに新聞の切り抜きを持ってきておりますが、「高木典雄市長は、車検証による確認を徹底し、再発防止につなげたい」ということ、そういうことだろうというふうに思っております。

そこで、1つ気になったのが、うちの条例を見させていただいて、個人情報保護条例第16条、ここは全部読みませんが部分的にですね。見出しが請求の手續。実施機関に対し、本人であること、これは括弧書きで「代理人が請求する場合にあっては、当該本人の代理人であることを明らかにして」とあります。それで今、答弁があっておりました。それで、車検証を確認しというくだりですね。これは確認をするということは、それを目視することをもって、これは代理人とも読みかえてという発言でしたですね。だから1つ気になるのは、これを担当者の皆さんがぱっと見て、そしてこれは車検証だということで目視して確認がそれで終了するということなのか、私ならば、それを請求書と、確認というのは、その裏づけを、年間3,000件あるということですが、やはりそれを出したという裏づけのコピーをとるなりしてしないと、当該本人は見ましたという、あくまでも言葉しか、報告しか残らない。その辺まで徹底すべきだと思うんですが、まずコピーをとって、間違いないんだという確認を、きちっとした物証をとっておるのかどうか。その点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 先ほどの答弁でもしましたように、代理人であるということの確認は車検証の、これは、以前はコピーも認めてたんですけども、今回この事案を受けまして、車検証の原本で確認をするようにしております。だから、車検証の原本を提示させていただいて、それで職員が間違いないかどうかの確認をとっているところでございます。それで、逆に以前みたいにコピーの提出じゃないので、今はもう、提示をしていただいたらその分はお返しをしているところでございます。

あと委任状の場合は、これはもう提出を求めていますので、そういうことで代理人の確認をさせていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 申し上げたいのは、原本を、例えば整備工場あたりから車検で納税証明がないからということで再発行を求めてくるという例が最も多いんだと思うんですよ。そして、業者の方が車検証の原本をお持ちすると。それを目視で確認して、間違いないということでそれは終わってると思うんですよ。それはあくまでも人間の見た目で、これは原本に間違いないんだということであるだろうと思うんですよ。

だから、今回のような問題をもし防止対策をとるなら、それを役所のほうはコピーをとって、

それに添付していくなら、なお間違いないんじゃないかという再発防止のことを今申し上げてるんですよ。それは、そういうふうにしていただきたいと思います、再発防止を図るのであればですよ。でないと、職員の間は正しいと思うけど、確認したのかち、何が裏づけがあるとや。もうあとはその言葉だけしかないでしょう。間違いありませんでしたと。そこまで徹底していただきたいと思います。

それから、もう一つは処分の件です。結果的には文書訓告などの処分、職員4名というふうになっておりますが、これは懲戒処分の関係だと思いますので、職員の懲戒処分の基準、読みました。第2条に、委員会を立ち上げてますですね。その概要と、このなどというのが気になりました。職員4人が文書訓告などの処分。お聞きしたいのは、職員4人というのがどなたなのか。実名は言えないかと思いますが、その文訓などというのはほかにどういう処分だったのか、その概要についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 楠原市長公室長。

○市長公室長（楠原 康成君） 今回の案件につきましての処分の関係でございます。

職員4名ということで公表させていただいておりますが、中身につきましては担当課長、担当係長を文書訓告、あとの2名が口頭厳重注意という形で処分を行っているものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 済みません、先ほどのお答えの中でちょっと漏れていました。車検証の原本または委任状で確認する。と、その前段として、申請書のほうに所有者の住所氏名とか、申請者の住所氏名も求めまして、その代理人の方が来られた場合も、本人確認もあわせて行うようにしております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 3回目です。本件については、これは意図的な犯罪行為であるから、さっき言ったとおり結果論で云々というつもりもありません。ただ、個人情報保護に関して逆の面から見ると、非常に厳格に、うきは市もしております。たまたまこういう問題が起こる、意図的に起こった問題ですから、それがなければ、いろんな問題がそのままずっと行ったような気がします。ほかの類似的な所管も関係するでありますから、ぜひ研修会、全体的にしつかりこういう問題が起きないようにお願いしたいというふうに思います。

もう一つは、これを個人情報の関係から、逆に防災面あたりから見た場合に、繰り返し議員たちもおっしゃってますけど、自分の集落の住民の皆さんの生命、財産を守るのに誰がどこに住んでいるのか、誰なのかというのが全くわからないという現実がありますですね。だから、これは全て厳格に厳格に、こういう問題が起こるんだけど、そのあたりも生かすべきは生かすという総合的な見地に立って、その辺の情報公開というあり方というのを見詰め直さないといけないと、

法律でこうだけで本当のものが守れるのか。本来のコミュニティというのが成立するのか。そういうものもしっかり総合的な観点から議論して、可能な限りあるべきは整備していくべきだと思うんですが、よかったら最後に市長の答弁をいただいて終わらせていただきます。

○議長（**櫛川 正男君**） 高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 個人情報の取り扱いについては厳しいものがありますので、今までいろいろな市役所が抱えていた個人情報を、例えば区長とか、いろんな方に開示するという事例が多かったんですが、こういう法律が制定されて、なかなか法に抵触するという事で厳しくなっただけでまいりました。

しかし、そういう中におきましても、本人の同意であったりいろんな手続を踏めば開示できるものもございますので、そういうことを総合判断しながら、まさにこのコミュニティが図られるような、そういう対応についてまた検討していきたいと考えております。

○議長（**櫛川 正男君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号の報告を終わります。

日程第8. 議案第82号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第8、議案第82号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度うきは市一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（**中野昭一郎君**） 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第82号専決処分の承認を求めることについて。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、別に配付をさせていただいております平成30年度うきは市補正予算。左上のほうに平成30年10月29日専決第9号と書かれた予算書をお願いいたします。こちらの1ページをお開き願います。

専決第9号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億3,762万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成30年10月29日。うきは市長高木典雄。

続きまして、5ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」でございます。

変更1件につきましては、辺地対策事業で2,200万円を増額しまして、限度額を7,360万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

今回、専決処分を行いました補正予算は、平成30年9月20日に落橋しました市道小間坊・女子尾線、山瀬橋の橋梁復旧工事に係るものになります。当該市道は、生活道路であることから早急な復旧が必要であり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、やむを得ず専決処分を行ったものになります。

それでは、歳入になります。11ページをお開き願います。

21款1項3目土木債、補正額2,200万円。今回の補正では、辺地対策事業債を財源としております。

次に歳出です。12ページをお開き願います。

8款2項4目辺地対策費、補正額2,200万円です。測量設計委託料に400万円、道路改良舗装工事費に1,800万円を計上しております。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 確認です。この工事の専決処分してからの現況をお尋ねしますと同時に、工期がどのくらいになっているのか。そのあたりを確認させてください。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今の現況でございます。現況につきましては、落橋してからの架設の工事については、現場のほうでは対処しておりません。現在、この専決処分をいただきまして、設計委託のほうを発注しております。もう喫緊に設計の委託が上がってくると思いますので、その委託が上がってきまして、早急に工事発注の段取りのほうで進めていきたいと考えているところでございます。

工期につきましては、年度内でやっていきたいというふうな計画をしておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第82号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は承認することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。10時45分より再開します。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

日程第9 議案第98号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、議案第98号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案書の22ページをお願いいたします。議案の朗読は省略いたします。

うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。人事院勧告及び福岡県近隣市の給与改定の状況を踏まえまして、うきは市議会議員の期末手当の支給率の改定を行うものでございます。

人事院勧告において、特別職に関して、国家公務員の指定職職員に準じて期末手当を3.3月から3.35月へ0.05月引き上げの勧告が出されており、また総務省通知において、特別職の

期末手当についても、国の指定職職員の期末手当に準じて所要の措置を講じることが適当であるとされており、総務省通知、人事院勧告の趣旨、福岡県近隣市の状況等を総合的に判断いたしまして、期末手当支給率を0.05月引き上げ、年3.30月から3.35月に改定するものでございます。こちらにつきましては、平成30年12月から適用です。

まず、第1条でございます。平成30年度におきまして、12月期に支給する期末手当の支給率を0.05月引き上げ、1.775月に改定するものでございます。

第2条でございます。平成31年度において、引き上げ後の期末手当の支給率を6月期、12月期を同率の1.675月に改定するものでございます。

その下の附則に関しましては、この条例の施行期日、適用期日等について定めているものでございます。

新旧対照表の7ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表の7ページでは、平成30年12月期の期末手当支給率を、また、次のページ8ページになります。8ページでは、平成31年6月期と12月期の支給率の改正内容を記載しているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第98号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は可決することに決しました。

日程第10. 議案第99号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第10、議案第99号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（**田箆 正規君**） 議案書23ページになります。

議案第99号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略いたします。

続きまして、24ページをお開きください。

うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。この改正につきましては、先ほどの議案第98号と同様に、人事院勧告及び福岡県近隣市の給与改定の状況を踏まえ、特別職の職員の期末手当の支給率を改正するものでございます。

説明は以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第99号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第100号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第11、議案第100号うきは市職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 議案の25ページになります。

議案第100号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略いたします。

次のページ、26ページをお願いいたします。

うきは市職員の給与に関する条例の一部改正について、本ページから31ページにかけて記載しております。人事院勧告及び福岡県近隣市の給与改定の状況を踏まえ、職員の給与の改正を行うため、給与条例の改正を行うものでございます。

まず、第1条の規定でございますが、大きく2点ございます。

1つ目は、初任給について給与月額を1,500円、若年層については1,000円、その他については400円の引き上げを行う内容でございます。全体で平均しますと0.2%の引き上げの改定となるものでございます。

2つ目は、勤勉手当を0.05月引き上げ、平成30年12月期の支給率を0.95月に改定するものでございます。あわせて再任用職員の支給率も同様の改定を行うものでございます。

続きまして、議案書31ページをお願いいたします。

中段の第2条の規定でございますが、平成31年度以降に係る改定内容となります。これまで期末手当におきましては、6月期と12月期で支給率に差がございましたが、それを平準化するものでございます。

それでは、ここからは新旧対照表を使って説明をさせていただきます。新旧対照表の11ページをお開きください。

第21条第2項でございます。第1号で勤勉手当を人事院勧告と同率の0.05月引き上げ0.95月とする改定を行うものでございます。あわせて第2号で、再任用職員の勤勉手当を同じく0.05月引き上げ0.475月とするものでございます。

新旧対照表の11ページから20ページにかけては、改定後の給与表別表第1を掲載しております。

以上が議案書の26ページ、改正条例第1条に係る内容でございます。

新旧対照表の21ページをお開きください。議案書となりますと、31ページの改正条例第2条に関するものでございます。

先ほど少し申し上げましたが、これまで期末手当におきましては、6月期と12月期で支給率に差をつけておりましたが、平成31年度からはそれを平準化するものでございます。第20条の期末手当では、支給率を6月期に1.225月、12月期に1.375月としていたものを、

6月期、12月期ともに1.300月に改定するものでございます。

第21条第2項第1号の勤勉手当では、平成31年度から支給率を6月期、12月期ともに0.925月とする改定を行うものでございます。あわせて第2号の再任用職員の勤勉手当の支給率を0.450月とするものでございます。

議案に戻っていただきまして、31ページをお願いいたします。

31ページに附則が記載されておりますが、今回の改定に係る施行期日等について定めているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ただいまの給与条例改定についてでありますけど、ただいま提案のありました給与条例改定につきましては、基本的には賛成でありますけど、うきは市の職員の給与の実態について、今後どのように改善を検討していくのかというところで質問したいと思っております。

まず1点目でございますけど、市長も御承知のとおり、地方公務員の給与についてはラスパイレス指数というものがございまして、その数値によって給与水準が適正であるかどうかの一定の判断がなされているところでございます。県内58市町村、これは福岡市と北九州市の指定都市を除いております。それ以外の市町村においてのラスパイレス指数というのは99.3という数字であります。このうきは市におきましては、平成28年4月の段階では98.2と。平成30年、ことしの4月におきましては97.6ということで、年々下がっているような状況にございます。このラスパイレス指数につきましても、やはり100に近づけるような措置をぜひともお願いしたいというふうに思っております。

それと2点目でございますけど、ここが私が今回一番申し上げたいところでございますけど、職員の給与の実態、その中で、実際この給与条例の中で前歴換算というものがございまして。経験年数や職種によって、この前歴換算というのが、先ほど出されました標準的な給与からさらに下がってくるという分があります。この内容につきましては、同種であれば10割以下、異種であれば8割以下と。その他につきましては5割以下というものがございまして。

確かに経験年数によって若干の給与に差がつくというのは、これはある程度、仕方のないことだというふうに私自身も思いますけど、その実態といいます、その分につきましては、30歳以上の今のうきは市の職員の中で、同年齢との給与の差が月額にして3万円以上あるという人たちが8名以上いると聞いております。中には5万円以上の差がある職員も現実にいると聞いております。職員の採用年齢につきましては、35歳までという、そういった採用年齢を広げたという

問題もあるかと思いますが、やはりその中で前歴換算に関する考え方、これをもう少し考えていかなければ、ますますこのような状況が現実的にふえてくるのではないかと考えております。

昨今、国は働き方改革として新しい指針を打ち出しております。この中で同一労働同一賃金、こういったことがうたわれているわけですが、今言いましたように、ただ入庁するときの前歴によって、5万円以上の差や3万円以上の差をずっと引きずっていかねばならないというのは、この現在の働き方改革の考え方と全く逆行するような制度ではないかというふうに思っております。

採用当初に前歴換算等を換算して、給与の基準を決定するというのは、これはある程度いたし方ないとは思いますが、やはり入庁して10年以上も経過すれば、何ら仕事を行っていく上で差がつくものではないし、やる気によっては、逆に逆転するかもしれないというふうに思っております。そういった人たちを同じにきなさいと言っているわけではございませんけど、先ほど言いましたように、この人勧完全実施、そういったことを含める中において、ぜひともこうした実態を十分把握して、経験を重ねることによる救済措置、こういったことでやっぱり同一労働、同一賃金に近づけるような、そういった部分も、これとはまた別個に措置をお願いしていきたいと考えております。

3点目になりますけど、1点目のラスパイレス指数とも関連するのかもしれませんが、2009年以降、うきは市に職員として採用されながら、すぐに退職したというか、やめた職員が実に10名おります。これらの職員の中には、ほかの市町村にうきはをやめて入庁された方もいるというふうに聞いております。

私が思いますに、その要因というのは何だろうかというところであります。うきは市の職員はほかの市町村の職員と比較しても、非常に仕事にも熱心だし、頑張っておりますし、優秀であると。私も一緒に仕事をしながらそう感じております。その反面、待遇については、給与にしても福岡県内では下位にいるという状況であります。確かにうきは市は財政的に非常に厳しいというところで、余裕はないかもしれませんが、これはうきは市に限ったことではなく、どの市町村でも同じだというふうに思っております。優秀な人材なくしていい市政、行政はできないものと思っております。こういったことを踏まえて、ぜひとも職員の給与等に関するいろいろな待遇につきましても、今後の検討をさらにお願ひして、そういったことに対する市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 職員の皆さんが意欲を持って職務に精通する、いわゆるモチベーションの向上というのは重要な課題でありますし、その大きな要諦は処遇改善だと認識をしております。

議員御案内のように人勧準拠といいますか、国家公務員の処遇に準拠して、うきは市も処遇の

ほどをやらせていただいておりますが、現象としてラスパイレスの問題であったり、前歴換算の問題の御指摘というのは十二分に承知をしているところでございます。そういうことも踏まえながら、職員の皆さんが意欲を持って職務ができるような、そういう処遇のあり方についてもしっかり考えていきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今、4番議員がお話になったことにあわせてですけれども、1つは、今回の改正については常勤のもの及び再任用ということになると思うんですけども、1つは、非常勤に関する取り扱いについて今後どうされるか、少し考え方があったらお聞かせ願いたいということが1つ。

それからもう一つは、うきは市での民間企業との関係も含めてですけれども、どういう状況になっているのか。どの程度の格差というか、そういったのがあるのかどうか。その実態がもしわかれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まず1点目の非常勤職員の件でございます。

実は平成32年4月から会計年度任用職員制度ということで、新しい制度が入ってまいります。今、そちらについてはいろんな、フルタイムであれば一般の正職員並みの諸手当を支払ったりとか、そういう制度になってまいります。またそういう部分が、パートタイムでありまして一時金の支給というのをおあわせて支払うようなところになっておりまして、今後、そういう会計年度任用職員制度につきましては、条例等の制定も来年の9月の議会で予定をしております、そういう中で国とかから言われております同一労働同一賃金の考えのもと、条例の制定を進めていくところで今、人事系のほうで準備をさせていただいているところでございます。

それと2点目でございます。市内の民間の事業所の給与についての、そういう調べは、手元がないようなところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 副市長。

○副市長（今村 一郎君） うきは市の民間企業との差ということでございますけれども、今回、給与改定の基礎としておりますのは、人事院勧告に基づくものでございます。人事院勧告のこのデータ、人事院が行う場合につきましては、毎年5月から7月にかけて民間給与実態調査というのを全国、数はちょっと今、出てきませんが、1万カ所を超える50人規模以上の企業を対象に行っております。これに基づいて国家公務員と民間企業との給与の差を見て、今回の勧告になるわけですけれども、全国の都市部を含めてですけれども、いろんな手当から給与から、全てを

対象にしておりますので、うきは市としましても、この人事院の行います民間給与実態調査のデータというものを参考にさせていただくということで考え方をしております。独自に、うきは市内だけでの企業との差というのは、説明がありましたように、調査をしているわけではございません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改定について、特に反対するものではありません。ただ、福岡県全体の賃金水準というのが、それぞれ各県によって異なってくるという実態がある。しかもその中でも、うきは市の所得の水準から鑑みて、そういう点からどの程度の状況になっているのか。市の職員の給与水準がどういうレベルにあるのかということは、ある意味では議決するに当たっての1つの判断材料であるというふうにも思います。だからといって人事院勧告、こういう制度でありますので、それは尊重したいというふうには思っています。ただ、今言いましたように、民間企業との関係で言えば、地域的な差があるということの実態を、やはりきちんと今後できれば把握していただければありがたいなというふうに思ってます。これは意見というか、要望でございます。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 回答としては余り変わらないんですけども、人事院が行います民間給与実態調査は、全国の全ての箇所の、いわゆる地域から含めて全国的にやっておりますもので、それで国家公務員の給与の構造と申しますか、仕組みにつきましては、構造改革をやって、一番低いところで全部ベースを落として、そして例えば福岡であるとか東京とか、そういう都市圏については地域手当ということでかさ上げをしております。

ですから、一般的に地域手当がないところについては、いわゆる地方都市の一般的な給与を水準としたところをベースに、いろんな手当でそれを地域差によって、今おっしゃいましたように、各県や都市部によって違う分については、それを手当として上乘せすることで均衡を図っているというところでございます。ですから、基本給については全国1つのベースとしたところでやっておりますので、それを参考にして、今回の勧告の内容を受けたところで給与の改正を行ったところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第100号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第101号

○議長（櫛川 正男君） 日程第12、議案第101号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 議案書の32ページをお願いいたします。

議案第101号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略いたします。

次のページ、33ページをお願いいたします。

うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部改正について、本ページから38ページにかけて記載をしておるところでございます。先ほどの議案第100号と同様に、本年の人事院勧告等を踏まえ、自動車学校職員の給与の改定を行うため、給与条例の改正を行うものでございます。

なお、議案書の38ページになりますが、附則第3条には、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の例によるとの規定がなされているものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第101号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第84号

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、議案第84号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課長松岡でございます。よろしくお願いたします。

うきは市補正予算の61ページをお開きください。

議案第84号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,727万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,401万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

引き続き、予算の説明に移ります。67ページをお開きください。歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金。内訳といたしまして、普通交付金2,700万円の増額補正でございます。2節、特別交付金27万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、次のページの歳出で計上しておりますが、高額療養費の増額分とシステム改修委託料の増額分の財源となる県の交付金となります。普通交付金、特別交付金とも今回増額分に対して全額措置されます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。委託料でございます。27万円の増額補正となります。こちらにつきましては、県の運営移行に伴うシステム改修委託料になります。歳入でも申し上げましたけれども、特別交付金で全額補填となります。

次のページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費2,700万円の増額補正となります。高額療養費は1カ月の医療費の合計額が世帯の限度額を超えた場合に請求をできるものでございますが、こちら県に運営が移行するに当たり、請求可能な期限である2年前までさかのぼり、未請求者に対して通知を行っております。支給したところ、残額が不足することが見込まれるため、増額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目予備費でございます。57万円の減額補正でございます。こちらは、歳入歳出の財源調整として行うものでございます。

以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（**田箆 正規君**） 職員の人件費の補正について、私のほうから説明をさせていただきます。補正予算書の71ページをお開きください。給与費明細書でございます。

まず給与費につきまして、給料で3万7,000円、職員手当で49万円、計の52万7,000円の増額、退職手当組合負担金8,000円、共済費3万5,000円の増額を計上しております。その内訳といたしまして、先ほど承認いただきました給与改定に伴います影響額といたしまして12万4,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが44万6,000円の増額を見込んでおり、合わせますと合計欄にあります57万円の増額補正となっております。

説明は以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（**6番 岩淵 和明君**） 1点だけお尋ねします。

68ページの27万円のシステム改修の中身、ちょっともう一回、どういった中身を変更されるのか。ことしから県単位化になっていると思うんですけども、それにかかわることなのかどうか確認をしたいと思って、お願いします。

○議長（**櫛川 正男君**） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（**松岡 美紀君**） システム改修についてのお尋ねです。

こちらにつきましては、調整交付金の申請書等々、事業状況報告に対する作成システムという

ような形になっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 1つ確認させてください。

69ページ、高額療養費の2,700万円の普通交付金が県からの収入をいただいておりますが、これはもう、県に事務を移管しての関係も今までどおりということによろしいですかね。この交付金の不足の増額ですね。2年前にさかのぼっての算定で請求漏れあたり、それは今までの制度と何も変わりませんね。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 先ほど申し上げました2年にさかのぼってという部分に関しましては、新たに県に運営を移行するに当たり、そういうふうな措置をする、対策をするというような形で出てきたものでございます。2年さかのぼった分については、4月にさかのぼって通知をお出ししております。今後は2カ月に1回ごと、勸奨通知を出すようにしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第84号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第85号

○議長（櫛川 正男君） 日程第14、議案第85号平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特

別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 補正予算書の73ページになります。

議案第85号平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

職員の人件費の補正について説明をさせていただきます。80ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。

給与費につきましては、給料で59万5,000円の増額、職員手当で10万3,000円の減額となり、計の49万2,000円の増額となっております。あわせて退職手当組合負担金13万1,000円の増額、共済費10万6,000円の増額を計上しております。その内訳といたしまして、給与改定に伴います影響額といたしまして6万円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが66万9,000円の増額を見込んでおり、合わせますと、合計欄にあります72万9,000円の増額補正となっております。

戻りまして、79ページをお願いいたします。予備費でございます。

一般管理費の増加分を予備費で調整を行っております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第85号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第86号

○議長（櫛川 正男君） 日程第15、議案第86号平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしく申し上げます。

それでは、補正予算書の81ページをお願いいたします。

議案第86号平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,984万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、説明をさせていただきます。予算書の87ページをお開きください。まずは歳入でございます。

2款1項1目の利子及び配当金でございます。18万2,000円の増額補正を計上いたしております。これは基金運用の証券買いかえによる増額補正となっております。

続きまして、89ページをお願いいたします。歳出。

1款2項1目事業費、補正前の額4,470万円に63万2,000円の増額補正を計上いたしております。内訳は、11節需用費が45万円の増額補正となっております。これは新たな電力入札に伴います増額補正ということになっております。続きましてその下、25節積立金に18万2,000円の増額補正を計上いたしております。これは、先ほどの基金利子の繰入金となっております。

続きまして、90ページをお願いします。

2款1項1目予備費31万1,000円の減額補正を計上いたしております。これは、歳入歳出の調整分というところになっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 職員の人件費の補正につきまして、説明をさせていただきます。
91ページになります。給与費明細書でございます。

給与費につきましては、給料で10万円の増額、職員手当で23万9,000円の減額を計上しております。その内訳といたしまして、給与改定に伴います影響額といたしまして26万9,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが40万8,000円の減額となっており、合わせますと合計欄にあります13万9,000円の減額補正となっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 学校費、89ページの光熱水費が45万円の増加になっております。電力会社の契約によるものという説明でありましたが、45万円も高くなったということですね。その理由をちょっと、契約の変更によるものと、これは減る分じゃなくてふえてますので、いま一度説明をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 電力入札の結果によりまして、自動車学校については45万円の増額になっております。このことについては、議会の全員協議会の中でも御説明を申し上げたんですが、29年度と30年度と1年間の電力入札を行っておりますが、業者が異なっております。業者によって基本料金とか従量料金の単価の設定が全く異なってきておりますので、全体では2万8,000円の減額にはなっているんですが、施設に応じて高くなったところ、低くなったところ、さまざまございます。そういった関係で自動車学校については、特別会計の中でこの部分だけですので、45万円の増額が発生しておるということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 財政課長にもう一回確認します。全協でも説明いただきました。それで記憶しておるのが、契約電力が低いほど高くなるという説明があったかにと思いますが、その辺をもう一回説明をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議員おっしゃいますように、30年度の入札におきまして、予定契約量が高いほど低目の単価設定をしておりますので、予定契約量が低い施設ほど今回は増額になっているというような状況になっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第86号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号については可決することに決しました。

日程第16. 議案第87号

○議長（櫛川 正男君） 日程第16、議案第87号平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 続きまして、補正予算書93ページでございます。

議案第87号平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,499万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、97ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正。

1、追加。事項でございます。公営企業会計システム構築費。期間につきましては、平成

30年度から平成36年度。限度額につきましては、2,352万8,000円を予定しておるところでございます。これにつきましては、現在一般財務会計で行っております、この特別会計の関係でございます。平成30年4月より、この企業会計移行支援業務のほうでやっております委託に伴います、新たな会計システムを構築するための債務負担行為を設定するものでございます。

第3表の地方債の補正でございます。

1、変更。起債の目的、下水道事業。補正後、限度額1,560万円を増額し1億7,200万円。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

続きまして、101ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額160万円でございます。内訳といたしましては、一般会計からの繰入金、今回、下水道工事の増額に伴います地方債増額のための財源の関係でございます。一般会計からの繰入金160万円の減額でございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

7款1項1目下水道事業債、補正額1,560万円でございます。こちらにつきましては、歳出の工事費の事業債の補正になるものでございます。

続きまして、104ページをお願いいたします。

1款2項1目施設維持管理費でございます。補正額119万7,000円でございます。内訳といたしましては、光熱水費119万7,000円でございます。こちらにつきましては、9月議会のほうで、現在、処理場の流入量が増加をしてきておるところでございます。9月汚泥処理委託料として増額の補正をさせていただいております。この汚泥につきましては、約100トン分ということで増額をしておったわけでございますが、この処理に伴います電力、電気料の増額が必要になったというところで、本来ですと9月の汚泥処理の委託料のときに同時にお願いするべきものだったと思っておりますが、今回、今の状況から見まして、今回の補正でこの電力料をお願いしたいというところでございます。

続きまして、次のページでございます

2款1項1目公共下水道建設費でございます。補正額1,400万円でございます。内訳といたしましては、管渠工事費のほうで1,050万円。こちらにつきましては、現在、鷹取工業団地に向かいます管路工事の増築工事を行っております。1工区のほうにつきましては既に発注済みでございますが、この2工区につきましては、浮羽究真館高校の南側になるところでございますが、市道の岩光・千代久線から鷹取工業団地のほうに向かっていくJR沿いの道路のほうに下水管を埋設していく計画でございます。ここの道路につきましてはJRがございまして、JRの近接工事の条件がございまして、推進していく工事でございますが、この推進工事に伴います立て坑の穴の大きさにある程度制限がかかってきたと。当初、予定をしておりました立て坑の口径が、

予定どおりいきますと、JRの建設工事のそこに条件的に無理なところがありますもんですから、この立て坑の径を小さくすることによって、JRの建設工事の影響を最小限にとどめると。立て坑が小さくなっていきますと、当然その立て坑で行います機械の作業等のところに能率が下がる。それから、つないでいく管渠の管の長さも当然、単管のものを連続していくということで、工事的に割高になるということで、今回この管渠工事の増をお願いするところでございます。

それからその下、道路の維持修繕の工事でございますが350万円。こちらにつきましては、国交省久留米維持出張所が国道210号の道路補修の工事を今回行うという連絡が来ております。その中に国道210号にうちの下水のマンホール管が占有しておるところでございますが、今回、国土交通省が行います舗装修繕に伴うマンホールの附帯工事のための予算を計上しておるところでございます。場所につきましては、国道210号でJAにじアルカスがございまして、アルカスから久留米のほうに向かっていく路線でございまして、該当するマンホールにつきましては、7カ所のマンホールの附帯工事の予算として350万円を計上させていただいております。

続いて、次のページをお願いいたします。

3款1項公債費、1目元金でございます。こちらにつきましては、財源の組み替えでございます。

2目の利子でございます。21万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては、市債利子の確定による変更でございます。

それから次のページでございます。

4款1項1目の予備費でございます。補正額211万6,000円でございます。こちらにつきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 職員の人件費の補正について説明をさせていただきます。予算書108ページになります。給与費明細書でございます。

職員数につきましては、1名の増員がございまして、こちらにつきましては、当初、再任用職員の配置を見込んでおりましたが、平成30年4月の異動により一般職の配置を行ったため、生じたものでございます。

給与費につきましては、給料で66万3,000円の減額、職員手当で121万円の増額、計54万7,000円の増額。あわせて退職手当組合負担金14万6,000円の減額、共済費5万1,000円の減額を計上しております。内訳といたしまして、給与改定に伴う影響額といたしまして14万9,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが20万1,000円の増額となっており、合わせますと、合計欄にあります35万円の増額補正となっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。まず103ページ、一般管理費で職員手当の扶養手当が72万円とありますが、それは今、説明のあった再任用ではなくて一般職員を採用したので、4月から今回までの扶養手当の増額というふうに捉えていいのかというのが1点です。

それから2点目が104ページ、光熱水費の説明で、流入がふえた分の光熱費ということですが、この下水道の流入は今後もふえるというふうに捉えてあるのか。それともこの辺で大体現状維持というふうに考えてあるのか、その見通しについてお尋ねします。

3点目が105ページ、管渠工事と道路舗装の説明がありましたが、工業団地の大体工事も終わりつつあると思いますが、この工事2件について、今後の見通しをお願いしたいと思います。

それから下につきまして、あわせてアルカスから久留米方面という説明があり、7カ所ということでしたが、これは単にマンホールだけの分というふうに考えていいのか。それとも、アルカスから久留米方面、約何メートルぐらいの道路も関係するというふうに捉えていいのか。

以上、教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まず、お尋ねいただきました1点目でございます。

扶養手当の72万円の増額でございますが、こちらにつきましては、人事異動に伴うものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 104ページの施設維持管理費、光熱水費の関係でございます。

この流入量でございます。去年からことしの差でございます。上半期でございますけれども、吉井浄化センターのほうでは対前年比113%の増、浮羽浄化センターでは対前年比102%ということで、増加傾向にあるというところでございます。

今後の見通しでございますけれども、今の状況を見ますと、個人の新たな下水のつなぎ込み等の新設、住宅の新築、結構進んできております。そういった中で新たな新築住宅につきましては、下水道へのつなぎ込みの申請があるというところで、今後もこの流入量については、今からの横ばいではなく、ある程度、増加傾向にあるというところを見込んで、今回、光熱水費の電気料の増を見込んでおるところでございます。この電気料につきましては、当然、処理場の汚泥を処理するための電気、もしくはまたマンホールのポンプがございまして、そういった電気料等

がございます。市内にマンホールは50カ所ほどのマンホールポンプが設置されておりますので、そういった電気料等の増を見込んでおるところの補正の申請でございます。

それから、105ページでございます。公共下水道の建築費のほうでございます。管渠工事のほうでございます。今、説明のほうで鷹取工業団地に向かいます下水道工事をやっております。工期についてということでございますけれども、1工区のほうは発注をいたしまして、ほぼ完了しております。今回この2工区というところで、今、予定をしております推進工法、これを今から発注をする段階に入っておりますので、こちらについては今からの発注になっていく状況でございます。

それと国道の舗装の関係で350万円の説明をさせていただきました。これにつきましては、久留米維持出張所のほうが今現在の210号の路面の性状をはかりまして、かなりわだち等があるというところで、全面オーバーレイ——機械切削をして舗装を打ちかえるわけでございます。そうしますと、既存の道路の中にある鋼製のマンホールふた、この上を機械が走って道路切削をするわけにはいきませんものですから、国道事務所が行う前にまず鋼製マンホールを撤去して、撤去した状態で夜間の路面切削をしていくと。そして、その切削が終わった後、舗装が終わった後にマンホールのもとあったところはコアを抜きまして、そして鋼製マンホールふたの設置をしていくというふうな工事になってくるわけでございます。今回、予定されておる区間といたしましては、先ほども申しましたように、アルカスのほうから西に向かってガソリンスタンドがございます。延長的には、今回見込んでおりますのが190メートル区間という情報を聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） それじゃあ、97ページの債務負担行為についてお伺いをします。

公会計に移行については、随時この場でもお聞きをしております。債務負担行為がもう、事実上の5年間の補正になりました。それで、これは具体的に公会計移行がいつからなのか。5年間この構築費がかかるということ、前もお聞きしたかもしれませんが、再度お願いをしたいと思います。とにかく公会計移行にあっては、特に総務産業のほうがしっかりその辺も事前に勉強することも必要でしょうし、いま一度その辺の移行について、それからこの構築が5年間という長い時間に設定されておりますが、その辺の今後の動向についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この債務負担行為でございます。現在うちの課では、今、一般財務会計のほうで特別会計の会計処理を行っておりますが、国の指導によりまして、32年

4月からこの企業会計移行するような指導が来ておるところでございます。現在、今あります財産、平成5年ぐらいから浮羽、吉井のほうでこの下水道工事が始まってきたわけでございますけれども、その時点からの工事に対する財産等の洗い出し、賦存する財産、そういったものを今、洗い出しをいたしまして、資産の確定を行うような業務を行ってきておるところでございます。

32年4月からの企業会計移行ということであれば、前年度からその会計システムを構築して、1年間準備をいたしまして、32年4月から企業会計に移行するというふうな段取りでいきますと、やはり早目のシステムの選定が必要であるということで、今回30年度からというところで予定をしておるところでございます。この期間については36年度まででございますけれども、初年度システムの導入をいたします。後につきましては、このシステムの保守管理等が出てくるというところで予定しておりますので、今回、この債務負担行為というところで上げさせていただいておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） そこで先ほど申し上げましたけど、32年4月から公会計に移行することになるかと思うんですけど、議会に対してもさっき申し上げました事前のその辺のいろんなものを、やはり事前に知る必要があろうと思いますので、早目に議会あたりにこういうふうになるという概要、概念的なものをお伝えいただきたいと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今、議員から言われましたように、この会計の大きな移行でございます。32年4月からの企業会計移行ということでございますので、大きな問題ではございませんけれども、今後進めていく業務の中で議員様たちに情報の提供をするべきときには、また全協等を通じまして情報をお伝えしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第87号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第88号

○議長（櫛川 正男君） 日程第17、議案第88号平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 補正予算書の111ページになります。

議案第88号平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

職員の人件費の補正でございます。予算書の118ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。

まず給与費につきましては、給料で45万8,000円の減額、職員手当で79万3,000円の減額、計の125万1,000円の減額となっております。あわせて退職手当組合負担金10万円の減額、共済費30万9,000円の減額を計上しております。内訳といたしまして、給与改定に伴う影響額として3万1,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが169万1,000円の減額となっており、合わせますと、合計欄にあります166万円の減額補正となっております。

戻りまして、117ページをお願いします。予備費でございます。

一般管理費の減額分を予備費で調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第88号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は可決することに決しました。

日程第18. 議案第89号

○議長（櫛川 正男君） 日程第18、議案第89号平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案第89号でございます。

平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

125ページをお願いいたします。

3款1項公債費、2目利子でございます。補正額5万7,000円の減額でございます。内訳といたしましては、市債利子の確定による補正でございます。

続きまして次ページ、126ページでございます。

4款1項1目予備費、補正額2万6,000円でございます。こちらにつきましては、歳入歳出の財源調整でございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 職員の人件費の補正について説明をさせていただきます。

127ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。

まず給与費につきまして、給料で1万3,000円、職員手当で1万3,000円、計2万6,000円の増額。あわせて退職手当組合負担金3,000円、共済費2,000円の増額をそれぞれ計上させていただいております。内訳でございます。合計欄にあります3万1,000円の増額補正は、全額給与改定に伴うものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第89号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第102号

○議長（櫛川 正男君） 日程第19、議案第102号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 議案書39ページをお開きください。

議案第102号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略いたします。

次の議案書の40ページ、それと新旧対照表の31ページ、こちらをあわせてごらんいただき

たいと思います。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税等の課税標準の特例を規定している、いわゆる「わがまち特例」について改正が行われたため、市税条例の一部を改正するものでございます。この「わがまち」特例とは、従来法律で一律に課税標準などの特例割合を決めていたものを国が示す参酌基準——あれこれ比べ合わせていいものをとというのが参酌という言葉だそうですが、その基準を参考に、下限から上限の範囲内で市町村が条例で決定ができるという制度のことをいいます。

新旧対照表 31 ページにありますように、附則第 10 条の 2 第 1 項については、これは上位法であります地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号が規定している水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水または廃液処理施設について、一部見直しを行った上で適用期限を 2 年間延長し、これの参酌基準を 3 分の 1 から 2 分の 1 へ改正が行われたため、これにあわせまして、市税条例も 3 分の 1 から 2 分の 1 へ改正を行うものでございます。

同様に附則第 10 条の 2 第 4 項についても、法附則第 15 条第 8 項が規定しております特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設について、適用期限を 3 年間延長した上で、参酌基準を 3 分の 2 から 4 分の 3 へ縮減する改正が行われたため、市税条例をこれにあわせまして、3 分の 2 から 4 分の 3 へ改正するものでございます。

附則では施行期日を公布の日から施行すると定め、一定の経過措置を規定しているところでございます。なお、現在のところ、市内に該当施設はないと見込んでおるところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 102 号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は可決することに決しました。

日程第20. 請願・陳情の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第20、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす12月8日、12月9日は休会とし、12月10日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時07分散会
